

馬籍法便覽



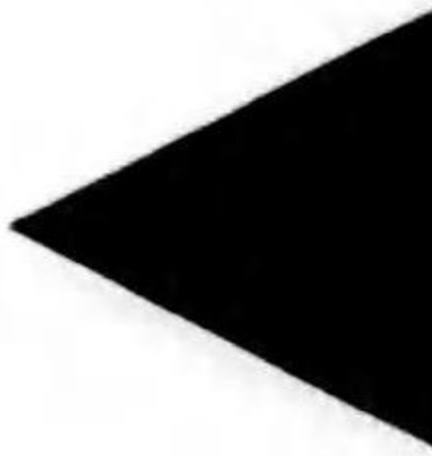
第三師團司令部書記笠井三次郎  
岐阜縣稻葉郡書記日比勉共編

特100 .

525

03  
1  
2  
3  
4  
5  
6  
7  
8  
9  
16  
50  
1  
2  
3  
4  
cm

始



目次

第一章  
馬總籍簿則

籍覽載綴則

第二章  
馬總籍簿則  
總出膳除閱記編總本及抄本

第三章  
馬總籍簿則  
市町村長ノ通知

第四章  
馬總籍簿則  
届管理人則

第五章  
馬總籍簿則  
届書式關スル細則

第六章  
馬總籍簿則  
馬施節節節節節節

序

馬匹の改良と取締とが、時に矛盾撞着して、其何れもに悪影響を生ずる事は、現今馬政上の一欠點にして、多年地方に職を奉する吾人の常に遺憾とする所なり、是れ單に其法令の完からざるが爲のみにあらずして、執務者の法令に通曉せざるに依る點も、亦これなしとせず、而して本書は馬匹取締の上に資する所渺からずと信ず、執務者たるものしく本書に依り、其運用の妙を得て、此欠點を緩和し、者共に全からしめんことを望む、以て序とす、

大正十一年三月

岐阜縣稻葉郡長 竹内伊之助

大正

11. 3. 27

内交

## 序

新に法令の發布せられる毎に、古い法令の改正せられる毎に、其關係職員が、全員同じ努力と同じ苦心を以て、之を涉獵研究するといふ事は、洵に人力の濫費であつて、事務能率上不經濟の至である、忙しい吾人市町村吏員に於て、特に此感深し、然るべき少數の人が十分に研究を遂げ、其結果を一目瞭然に分類解説して、吾人執務者の前に提供せらるゝならば、それは頗る便利であらふとは、夙に考へて居た事であるが、本書は此希望を遺憾なく充實して居る、普く之を市町村吏員諸君に薦めたいと思ふ、聊か所見を述べて、序に換ふ、

大正十一年二月

岐阜縣稻葉郡黒野村長 白木利平

## 凡例

一本書中、「法」は馬籍法、「勅令」は本年一月二十七日發布の勅令、「規」又は「規則」は馬籍法施行規則、「私」は法令に基きて考慮歸結したる編者の私見也、

二届書及通知書様式は、法令の命示する事項のみを具備せり、編者の私案也、

三便覽には、法令の全体を網羅せり、執務者は、只便覽のみを見るに止めて、再應法令を見るの要無からん、法令の正文を、重ねて巻末に輯錄せるは、單に参考に資せんとするの主旨に外ならず、

四巻尾に添付せし馬籍簿凡例、馬籍除籍簿凡例、馬籍法届書綴凡例及領收証は、何れも

切取線より切放し、直に之を各其巻首表紙  
裏に貼付せられん事を望む、但領收証は收  
入役に交付するを要す、

五本書は、法の實施に先んじて、之を執務者  
の机上に配付せんことに努め、匆忙裡に編  
纂を了せり、若し不備不當の點を發見せら  
れし諸賢は、直に編者に對して教を垂れ給  
はんことを望む、

大正十一年二月

編 者

## 馬籍法便覽

### 第一章 總 則

一馬籍ニ關スル事務ハ、市町村長之ヲ管掌ス、（法一）

二本法ハ、左ノ各號ノ一ニ該當スル馬ニ付、之ヲ適用セス、（法一五）

一國ノ所有ニ係ルモノ、

二陸軍々人ノ所有ニ係ルモノニシテ、其職務上要スルモノ、

三四ヶ三十歳以上ノモノ、

三本法ニ於テ、市町村又ハ市町村長トアルハ、市制第六條ノ市及市制第  
八十二條第三項ノ市ニ在リテハ、區又ハ區長トシ、北海道區制又ハ沖  
繩縣區制ニ依ル區ニ在リテハ、區又ハ區長トシ、市制ヲモ町村制ヲモ  
施行セサル地ニ在リテハ、市町村又ハ市町村長ニ準スヘキモノトス、  
(法一六)

四主務大臣ハ、特別ノ事情アリト認ムル場合ニ於テハ、本法ヲ適用セサ  
ル地域ヲ指定スルコトヲ得、(法一七)

五本法施行ノ期日ハ、勅令ヲ以テ、之ヲ定ム、(法附二)

六明治二十九年法律第六十六號(馬匹ノ調査及検査ニ關スル件)ハ、之ヲ廢止ス、(法附二)

七從前ノ規定ニ依ル馬名簿ハ、之ヲ本法ニ依ル馬籍ト看做ス、但本法ニ

依リ馬籍ニ記載スヘキ事項ニシテ、馬名簿ニ記載ナキモノハ、前項ノ届出(所有者ノ届出)ニ依リ、之ヲ記載スヘシ、(法附四)

八馬籍法ハ、大正十一年四月一日ヨリ、之ヲ施行ス、(勅一六)

九本令ハ、大正十一年四月一日ヨリ、之ヲ施行ス、(規附一)

十馬匹調査及検査施行規則ハ、之ヲ廢止ス、(規附二)

## 第二章 馬籍簿

### 第一節 總則

一馬籍ハ、命令ノ定ムル所ニ依リ、市町村内ニ於テ飼養スル馬ニ付、一頭毎ニ、之ヲ作ル、(法二前段)

二馬籍ハ、市町村内ニ馬ノ所有者カ飼養場所ヲ定メタル馬ニ付、一頭毎

ニ、之ヲ作ルヘシ、但放牧又ハ使用ノ爲、馬ヲ其市町村ヨリ離レシムルモ、飼養場所ヲ變更セサルモノト看做スコトヲ得、(規一)

三馬籍簿ノ全部又ハ一部カ滅失シタル時ハ、市町村長ハ其旨ヲ告示シ、其再製又ハ補完ニ付、必要ナル處分ヲ爲スヘシ、

市町村長ハ、前項ノ規定ニ依リ處分ヲ爲シタルトキハ、其旨ヲ、地方長官ヲ經テ、陸軍大臣ニ報告スヘシ、但町村長ニ在リテハ、郡長ヲ經由スルモノトス、(規七)

四市町村ノ區域ノ變更アリタルトキハ、馬籍及之ニ關スル書類ハ、之ヲ當該市町村ニ引繼クコトヲ要ス、(規一〇)

五師團長、軍馬補充部本部長並馬政長官ハ、隨時部下ノ官吏ヲシテ、馬籍簿ヲ点檢セシムルコトヲ得、(規二〇)

六馬籍簿ハ、市役所又ハ町村役場以外ニ持出サルヲ可トス、動員計畫ニ於テモ、徵發馬匹集合所又ハ差出場所ニ馬籍簿ヲ携行セサル様、計畫シ置クヲ可トス、(私)

### 第二節 編綴

○第二章 馬籍簿 ○第二節 編綴

一馬籍ハ編綴シテ帳簿ト爲ス、(法二後段)

二馬籍ハ、牡、驕及牝ノ三部ニ區分シ、所有者又ハ管理人ノ住所又ハ居所ノ地番號ノ順序ニ從ヒ、之ヲ編綴シ、帳簿ト爲スヘシ、  
馬籍簿ハ、之ヲ分冊スルコトヲ得、此場合ニ於テハ、其表紙ニ番號ヲ記載スヘシ、(規三)

三表紙ハ、「馬籍簿」「何縣何郡何村役場」ト記載シ、クロース金文字ノ表紙ヲ調製スルヲ可トス、(私)

四牡馬ノ部(白紙)、驕馬ノ部(青紙)、牝馬ノ部(赤紙)ト記載シタル隔紙ヲ挿入スルニ止メ、目札(編綴ニ不便)ヲ付セサルヲ可トス、(私)

五卷首ニ、丁數及所有者又ハ管理人ノ氏名ヲ記載シタル目次(牡、驕、牝每ニ別紙)ヲ添付スルヲ可トス、但同一人ニシテ數頭ノ馬匹ヲ所有スルモ、同一ノ丁數ヲ以テス、(私)

六概ネ二百頭以内ノ市町村ニ在リテハ、分冊セサルヲ可トス、(私)

第三節 記載

一馬籍ニハ、馬ニ付、左ノ事項ヲ記載ス、(法三)

一名稱	二性	三種類	四毛色	五特徵
六產地	七生年月日	八体格	九飼養場所	

十所有者ノ氏名名稱  
十一管理人アルトキハ管理人ノ氏名名稱及住所又ハ居所

十二履歷

二前條ノ規定ニ依ル馬籍ノ記載ハ、届出ニ依リ之ヲ爲ス、但体格ノ記載ハ、明ケ三歳以上ノ馬ニ付、第十一條ノ検査(師團長ノ検査)ノ結果ニ依リ之ヲ爲ス、(法四)

三馬籍用紙ハ美濃紙ヲ用ヒ、第一様式ニ依リ、之ヲ調製スヘシ、(規二)  
四馬籍ノ記載ハ、第一様式付屬馬籍記載例ニ依リ之ヲ爲スヘシ、(規一二)  
五体格ハ左ノ各號ノ事項ヲ記載スルモノトス、(規一二)

一用役 二体尺

六用役及体尺ハ、明ケ三歳以上ノ馬ニ付、法第十一條ノ検査ノ結果ニ依リ記載スルモノトス、検査未濟ノモノハ記入ヲ欠クモ止ヲ得ス、但從前ノ馬名簿ヲ有スル馬ニ付テハ、法附則第四項ニ依リ、馬名簿ニ基キ

之ヲ記載スルモノトス、(馬政局指示)七左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ、其事由及年月日ヲ記載シ、當該馬籍ハ、朱線ヲ以テ抹消スヘシ、

一馬ノ飼養場所ヲ他ノ市町村ニ移シタルトキ、

二馬死亡シタルトキ、

三馬籍法ノ適用ヲ受クル馬、其適用ヲ受ケサルニ至リタルトキ、前項第一號ニ該當シ、馬籍ヲ抹消スルニハ、第十八條ノ規定ニ依ル通知(新飼養場所所在地市町村長ヨリノ馬籍ヲ作リタル旨ノ通知)ヲ受ケタルトキニ於テ、之ヲ爲スモノトス、(規一三)

八前項事由及年月日ハ履歴ノ欄ニ朱書シ、朱線ハ馬籍ノ表面全体ニ交叉シタル二條ノ朱線ヲ以テスルヲ可トス、(私)

九誤記訂正ノ場合ニ於テハ、朱線二條ヲ以テ誤記ノ部分ヲ抹消シ、且欄外ニ「何字誤記訂正」ト記載シテ、村長ノ認印ヲ押捺シ置クヲ可トス、(私)

十牡、牝ノ文字ハ誤リ易キヲ以テ、「牡」<sup>オン</sup>「牝」<sup>メシ</sup>ノ木印ヲ調製シ、之ヲ押捺

スルヲ可トス、(私)

十一第一様式(寸法省略)

產地	特徵	毛色	種類	性	飼養場所	馬籍 稱名
						所有者ノ 氏名名稱 及住所又 ハ居所

○第二章 馬籍簿 ○第三節 記載

生年月日	體用役	體尺	管理人ノ 氏名名稱 及住所又 ハ居所
月 日 年	月 日 年	履歴	
月 日 年	月 日 年	月 日 年	
月 日 年	月 日 年	月 日 年	
月 日 年	月 日 年	月 日 年	
月 日 年	月 日 年	月 日 年	
月 日 年	月 日 年	月 日 年	
月 日 年	月 日 年	月 日 年	

月	日	年	月	日	年

注意 一各區畫ノ廣サハ、本様式欄外記載ノ通トス、(寸法省畧)

二用紙ハ成ルヘク紙質強韌ナルモノヲ用フルヲ要ス、

十三第一様式附属、馬籍記載例、

一名稱  
馬ノ名ヲ記載ス、

二飼養場所  
〔市〕町〔村〕字何何番地」等ト記載ス、

三性  
「牡」、「驕」又ハ「牝」ト記載ス、

四種類  
左ノ各號ニ依リ、其名稱ヲ記載ス、  
但父母其他ノ血統ヲ附記スルコトヲ得、

○第二章 馬籍簿 ○第三節 記載

1 洋種

外國種ノ總稱ニシテ、種類ノ原名  
明瞭ナルモノハ、其名稱ヲ用フ、例、

サラブレッド、アラブ、

アングロアラブ、ギドラン、

トロツタ、

アンクロノルマン、ノーニカス、

○第二章 馬籍簿 ○第三節 記載

10

ベルシユロン、・ ブラバンソン、・ クライデスデール、

各種類ノ馬ニシテ、原產地以外ニ於テ 同種蕃殖ニ依リ生産シタルモノハ、種類名ノ上ニ產地名ヲ冠ス、例、

濠洲產サラブレット、

内國產ハクニー、

純血種系ノ種類ニ純血種ヲ配合シテ生

産シタルモノハ、其種類名ヲ變スルコトナシ、例、

アングロノルマン、ノ子、 アングロ

サラブレッド、ノアラブ、

アングロアラブ、

サラブレット又ハアラブ、

アングロアラブ、

サラブレット、ノ子、 ハクニー、

異種蕃殖ニ依リ生産シタルモノ及種類

名ナキモノハ、單ニ洋種トシ、產地名ヲ冠シ、又ハ何地產馬トスベシ、例、

サラブレット、ノ子

ハクニー、

ハクニー、ノ子、

ノレニウス、ノ子、

支那產馬、

濠洲產馬、

支那產ノモノ、

トロツタ、ノ子、

内國產ニシテ、洋種ノ血液ヲ混セ

ノノ總稱ニシテ、種類名ノ明瞭ナル洋

種ノ血液半以上ヲ有スルモノニアリテ

ハ、其名ヲ冠ス、例、

ハクニー、ノ子、

11

五毛色、  
六特徵、  
一白班、  
い頭部  
星、  
ノハ小星、著シク小ニシテ白  
班ヲ爲サ、ルモノハ額刺毛、  
流星、星ノ下方ニ延ヒタルモノ  
鼻白、鼻ニ存スル白斑、  
唇白、上又ハ下ヲ冠ス、  
ろ肢ノ下部  
左(右)前一白、前二白、左(右)二白、  
左(右)前右(左)後二白、左(右)後一  
白、後二白、左(右)前後三白、前左  
(右)後三白、四白、  
但白ノ形ニ依リ、半白又ハ小白、  
2. 烙印、烙印アルモノハ部位ト形狀トヲ併  
記ス、

3. 刺毛、異毛、瘢痕、裂痕、截痕、岩陷、  
旋毛等ニシテ、特徵トナルヘキモノハ  
著名ノ地ニ在リテハ之ヲ畧記スルヲ得、  
種類ト部位トヲ併記ス、

八生年月日、「何年何月何日」ト記載ス、  
九用役、「乘」、「輓」又ハ「駄」ト記載ス、但明  
ケ三歳以上ノ馬ニシテ何レノ用役ニモ適セ  
サルモノニ在リテハ、其主要ナル失格損徴  
ヲ擧ケ、「何々ニ依リ用役ナシ」又ハ「何々ニ  
依リ永久用役ナシ」ト記載ス、

十体尺、「何年何月何尺何寸何分」ト記載ス、  
十一所有者ノ氏名、名稱及住所又ハ居所  
十二管理人ノ氏名、名稱及住所又ハ居所  
十三(府縣)郡(市)町(村)字何何番地某、  
十四履歷、記載スヘキ事項ノアリタル年月日ヲ  
記入シ、左ノ例ニ依リ記載ス、例、  
十五出生(何縣何都何村何某ヨリ譲受)ニ付馬

籍ヲ作ル、

去勢、

検査官ノ検査ヲ受ク、

所在不明(所在分明)

斃死(明ケ三十歳ト爲リタル)(軍馬ト爲  
リタル)(朝鮮ヘ賣却)(何縣何郡何村何某  
ニ賣却)(飼養場所ヲ何縣何郡何村ニ移シ  
タル)ニ付除籍

## 第四節 閱覧

一馬籍簿ヲ閲覽セントスル者ハ、勅令ノ定ムル手數料ヲ納付シテ、之ヲ請求スルコトヲ得、(法五)

二前條ノ手數料ハ市町村ノ收入トス、(法六)

三馬籍簿ノ閲覽ニ付テノ手數料ハ、一回ニ付十錢トス、(勅一七ノ一)

四馬籍簿ノ閲覽ハ、吏員ノ面前ニ於テ、之ヲ爲サシムヘシ、(規四)

## 第五節 除籍

一馬籍ノ全部ヲ抹消シタルトキハ、其馬籍ハ之ヲ馬籍簿ヨリ除キ、年毎ニ編綴シ除籍簿トシテ、三年間之ヲ保存スヘシ、

前項ノ保存期間ハ、當該年度ノ翌年ヨリ、之ヲ起算ス、(規八)

二馬籍及馬籍簿ニ關スル規定ハ、第一條、第三條第一項及第七條ヲ除クノ外、除カレタル馬籍及除籍簿ニ準用ス、(規九)

三表紙ハ、「馬籍除籍簿」何縣何郡何村役場」ト記載シ、クロース金文字ノ表紙ヲ調製スルヲ可トス、(私)

四除籍年月日ノ順序ニ依リテ編綴シ、且卷首ニ、丁數及所有者又ハ管理人ノ氏名ヲ記載シタル目次ヲ添付スルヲ可トス、但丁數ハ、保存期間ヲ經過シテ除籍簿ヨリ除去スヘキ除籍ヲ除去シタル場合ト雖、之ヲ訂正スルヲ要セス、(私)

五除去シタル除籍ハ、別ニ之ヲ保存スルヲ要セス、(私)

## 第六節 謄本及抄本

一馬籍ノ謄本若ハ抄本ノ交付ヲ受ケントスル者ハ、勅令ノ定ムル手數料ヲ納付シテ、之ヲ請求スルコトヲ得、(法五)

二前條ノ手數料ハ市町村ノ收入トス、(法六)

三馬籍ノ謄本又ハ抄本ノ交付ニ付テノ手數料ハ、一枚ニ付十錢トス、(勅一七ノ一)

四馬籍ノ謄本又ハ抄本ハ、市町村長之ヲ作リ、原本ト相違ナキ旨ヲ付記シ、職氏名ヲ署シ、職印ヲ押捺スヘシ、(規五)

五馬籍ノ謄本又ハ抄本ノ送付ヲ受ケントスル者ハ、手數料ノ外郵送料ヲ送付シテ、之ヲ請求スルコトヲ得、(規六)

六謄本トハ、馬籍記載事項ノ全部ヲ記載セシモノヲ謂フ、(私)

七抄本ト一、馬籍記載事項中ニ於テ、請求者ノ請求シタル事項ノミヲ記載シタルモノヲ謂フ、但名稱、飼養場所、性、生年月日ノ四項ハ、請求セスト雖、必ス之ヲ記載スルヲ可トス、(私)

八抄本ノ記載セサル欄ニ、「省畧」ノ二字ヲ押捺スル爲、木印ヲ調製シ置クヲ可トス、(私)

九謄本又ハ抄本中、誤記訂正ノ場合ニ於テハ、朱線二條ヲ以テ誤記ノ部分ヲ抹消シ、且欄外ニ「何字誤記訂正」ト記載シテ、村長ノ職印ヲ押捺シ置クヲ可トス、(私)

十謄本及抄本ハ、紙質ハ原本ト同一ナルヲ要ス、(馬政局指示)

士謄本又ハ抄本ノ末尾ニハ、左ノ例ニ依リ記載捺印スルヲ可トス、(私)

右謄本ハ馬籍ノ原本ト相違ナキコトヲ認証ス

右謄本ハ除籍ノ原本ト相違ナキコトヲ認証ス

大正何年何月何日

何縣何郡何村長何某職印

## 第二章 届出

### 第一節 總則

一馬籍法第七條乃至第九條ノ届出ハ、書面又ハ口頭ヲ以テ、之ヲ爲スコトヲ得、

前項ノ規定ニ依リ、口頭ヲ以テ届出ヲ爲スニハ、届出人市役所又ハ町村役場ニ出頭シ、届出ニ具備スヘキ事項ヲ陳述スルヲ要ス、

市町村長ハ、届出人ノ陳述ヲ筆記シ、届出人ニ讀聞カセ、且届出人ヲシテ其書面ニ署名捺印セシムルコトヲ要ス、

第一項及前項ノ書面ハ、其受付ケタル年月日ニ依リ之ヲ編綴シテ、帳簿ト爲シ、保存スヘシ、

前項書面ノ保存期間ニ關シテハ、第八條ノ規定(當該年度ノ翌年ヨリ

起算シテ三年間ヲ準用ス、(規一四)

二届書綴ノ表紙ハ、「馬籍法届書綴」何縣何郡何村役場ト記載シ、クロ

一ス金文字ノ表紙ヲ調製スルヲ可トス、(私)

三届書綴ハ、届書ノ受付年月日ニ依リ、之ヲ年度毎ニ区分シテ、「何年度」ト記載シタル隔紙(赤紙)ヲ挿入ス、但概ニ三百通以上ニシテ、一冊ト爲シ難キトキハ、之ヲ年度毎ニ区分シテ、各別冊トスルヲ可トス(私)

## 第二節 市町村長ノ通知

一馬籍法第九條第一項第二號(馬ノ飼養場所ヲ他ノ市町村ヨリ移シタルトキ)ニ該當シ、届出アリタル場合ニ於テ、市町村長馬籍ヲ作リタルトキハ、其馬ノ飼養場所ノ在リタル市町村長ニ、遲滯ナク其旨ヲ通知スヘシ、(規一八)

二淺草區乙ガ京橋區甲ヨリ買受ケタル馬ヲ、京橋區甲ノ飼養場所ヨリ自三區内ニ移シタル場合ニアリテハ、法第九條第一項第一號及第二號ニ依リ、淺草區長ニ届出テ、淺草區長ハ、規則第十八條ニ依リ處置スヘキ

## 三通知書様式(私)

### 馬籍法施行規則第十八條通知書

一名稱

何々

但性何、生年月日明治何年何月何日

二元飼養場所

貴村大字何々番地

三新飼養場所

本村大字何々番地、但所有者何某

四移轉年月日

大正何年何月何日

五馬籍ヲ作リタル年月日

大正何年何月何日

右通知ス

大正何年何月何日

何縣何郡何村長何某(職印)

## 第三節 管理人

一馬ノ所有者、第二條ノ規定ニ依ル馬飼養ノ市町村ニ、住所ヲモ居所ヲ

モ有セサルトキハ、届出及検査ニ關スル事項ヲ處理セシムル爲、其市町村ニ住所又ハ居所ヲ有スル者ヲ、其日ヨリ起算シ三十日以内ニ、馬

## ○第三章 届出 ○第三節 管理人

ノ管理人ト定メ、其馬籍ヲ管掌スル市町村長ニ、之ヲ届出ツヘシ、(法七)

二法第八條及第九條ノ規定ニ依ル所有者ノ届出ノ義務ハ、馬ノ管理人ヲ置キタル場合ニ於テハ、之ヲ管理人ノ義務トス、(法一〇)

## 第四節 届出ニ關スル細則

一馬出生シタルトキ、又ハ本法ノ適用ヲ受ケサル馬其適用ヲ受クルニ至リタルトキハ、其所有者ハ、其日ヨリ起算シ三十日以内ニ、第三條第一號乃至第七號及第九號乃至第十三號ニ掲タル事項ヲ、其馬籍ヲ管掌スル市町村長ニ届出ツヘシ、(法八)

二左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ、馬ノ所有者ハ、其日ヨリ起算シ三十日以内ニ、其旨ヲ、其馬籍ヲ管掌スル市町村長ニ届出ツヘシ、但第四號ニ該當スル場合ニ在リテハ、其際ノ所有者ヨリ届出ツヘシ、  
一馬ヲ所有スルニ至リタルトキ、  
二馬ノ飼養場所ヲ他ノ市町村ヨリ移シタルトキ、  
三馬死亡シタルトキ、

四第十五條第三號(明ケ三十歳以上ノモノ)ニ該當スルニ至リタル場合ヲ除クノ外、本法ノ適用ヲ受クル馬、其適用ヲ受ケサルニ至リタルトキ、  
五前四號ニ掲タル場合ヲ除クノ外、馬籍ニ關シ届出ヲ要スル事項ニ  
變更アリタルトキ、

前項第一號又ハ第二號ニ該當スル場合ニ於ケル届出ニハ、命令ノ定ム  
ル場合ヲ除クノ外、馬籍謄本ヲ添付スヘシ、(法九)

三馬ヲ所有スルニ至リタルモ、其馬ノ飼養場所ノ在ル市町村ニ變更ナキトキノ届出ニハ、馬籍ノ謄本ヲ添付スルコトヲ要セス、(規一五)

四馬籍法第八條ノ規定ニ依リ、(出生又ハ法ノ適用ヲ受クルニ至リタル)  
届出ヲ爲ス場合ニ於テ、其届出ニ付参考トナルヘキ書類アルトキハ、  
届出ノ際之ヲ提出スヘシ、(規一六)

五馬籍法第七條又ハ第九條第一項ニ該當スル場合ニ於ケル届出ニ具備ス  
ヘキ事項ハ、届出ノ年月日、届出人ノ氏名、名稱、住所又ハ居所ノ外、  
左ノ各號ニ依ルヘシ、(規一七)

- 1 馬ヲ所有スルニ至リタルトキ、又ハ馬ノ飼養場所ヲ他ノ市町村ヨリ  
移シタルトキハ、馬籍法第三條各號ニ掲クル事項、年月日及事由、  
但馬ヲ所有スルニ至リタルモ、其飼養場所ノ在ル市町村ニ變更ナキ  
トキハ、馬ノ名稱、年月日、事由、飼養場所及前所有者ノ氏名、名  
稱、住所又ハ居所、
  - 2 馬死亡シタルトキハ、馬ノ名稱、年月日及事由、
  - 3 馬籍法第十五條第三號ニ該當スルニ至リタル場合ヲ除クノ外、同法  
ノ適用ヲ受クル馬、其適用ヲ受ケサルニ至リタルトキハ、馬ノ名稱、  
年月日及事由、
  - 4 馬ヲ去勢シタルトキハ、馬ノ名稱及年月日、
  - 5 馬ノ管理人ヲ定メタルトキハ、年月日、管理人ノ氏名、名稱、住所  
又ハ居所、並其管スヘキノ名稱、
  - 6 管理人ヲ變更シタルトキハ、年月日、前管理人及新ニ定メタル管理  
人ノ氏名、名稱、住所又ハ居所、並其管理スル馬ノ名稱、
  - 7 管理人ヲ廢止シタルトキハ、年月日、廢止シタル管理人ノ氏名、名  
稱、住所又ハ居所、並其管理シタル馬ノ名稱、
  - 8 馬ノ所在不明ト爲リタルトキハ、馬ノ名稱及年月日、
  - 9 所在不明ト爲リタル馬ノ所在分明シタルトキハ、馬ノ名稱及年月日、
  - 10 所有者ノ氏名、名稱、住所又ハ居所ニ變更アリタルトキハ、年月日  
及事項、
  - 11 前各號ノ外、馬籍ニ關シ届出タル事項ニ變更アリタルトキハ、年月  
日及事項、
- 六法第九條第一項第一號ノ届書ニハ、規則第十七條第一號ニ依リ、法第  
三條各號ノ事項、即チ馬籍記載事項ヲ具備シ、且法第九條第二項ニ依  
リ、馬籍謄本ヲ添付セサルヘカラス、然ルニ、馬籍謄本ト法第三條各  
號ノ事項トハ全ク同一ノ事項ニシテ、彼是重複シ、無用ノ煩勞タルヲ  
免レス、故ニ、届書ニハ「別紙馬籍謄本記載ノ通」トシテ、法第三條各  
號ノ事項ノ記載ヲ省畧スルモ差支ナシ、(馬政局指示)
- 七甲村居住ノ乙ナルモノ、其所有セシ丙ナル馬ヲ他ニ賣却シテ、新ニ丁  
ナル馬ヲ買入レタルトキハ、乙ハ、甲村長ニ對シ、法第九條第一項第

○第三章 届出 ○第五節 届書様式

一號ニ依リ、丁ナル馬ヲ所有スルニ至リタル届出ヲ爲シ、且同第五號ニ依リ、丙ナル馬ヲ賣却セシ届出ヲ爲スヘキ義ナリ、(馬政局指示)旨

第五節 届書様式

第一項 所有者變更ノ届書

● 様式第一 (他市町村ニ於テ飼養セシ馬ヲ  
買入レ 自市町村ニ於テ飼養セントスルトキ)  
馬買受届

記載ノ通

一馬籍法第三條ニ掲タル事項 (飼養場所、所有者、管理人ノ三項ヲ除ク) 別紙馬籍謄本

二飼養場所 村大字番地

三年月日及事由 年月日何某ヨリ買受

右届出候也

住所又ハ居所 縣郡村大字番地

年月日 何村長殿

所有者何某印

(注意)馬籍謄本ヲ添付シタル届書ヲ受理シ、  
之ヲ馬籍ニ登録シタルトキハ、直ニ本章第二  
節ニ依ル通知書發送ヲ要ス、以下同シ、

● 様式第二 (自市町村ニ於テ飼養セシ馬ヲ  
買受ケ、該他市町村ニ於テ飼養セントスルトキ)

馬買受並管理人設定届

三飼養場所 村大字番地

四年所有者ノ氏名名稱住所又ハ居所 縣郡村

右届出候也(以下様式第一ニ同シ)  
● 様式第三 (他市町村ニ於テ飼養セシ馬ヲ  
買受ケ、該他市町村ニ於テ飼養セントスルトキ)  
馬買受並管理人設定届

一馬ノ名稱 何々

二年月日及事由 年月日何某ヨリ買受並管理  
人設定

三飼養場所 村大字番地

四年所有者ノ氏名名稱住所又ハ居所 縣郡村

大字番地何某

右届出候也

住所又ハ居所 縣郡村大字番地

年月日 所有者何某印

住所又ハ居所 縣郡村大字番地

年月日 管理人何某印

何村長殿

右届出候也

住所又ハ居所 縣郡村大字番地

年月日 所有者(管理人)何某印

馬買受並管理人設定届

記載ノ通

二飼養場所 村大字番地

三年月日及事由 年月日何某ヨリ買受並管理  
人設定

右届出候也(以下様式第三ニ同シ)

第二項 所有者ニ變更ナクシテ單ニ飼養

場所變更ノ届書

○第三章 届出 ○第五節 届書様式

## ○第三章 届出 ○第五節 届書様式

## ●様式第六 (同一市町村内ノ移轉)

馬飼養場所移轉届

一馬ノ名稱 何々

## 二新飼養場所

村大字番地

## 三舊飼養場所

村大字番地

四年月日及事由 年月日移轉

## 右届出候也(以下様式第五ニ同シ)

## ●様式第七 (自市町村ヨリ他市町村ニ又ハ他市町村ヨリ他市町村ニ移轉)

馬飼養場所移轉並管理人設定届

## 一馬籍法第三條ニ掲タル事項(飼養場所及管理人ノ二項ヲ除ク) 別紙馬籍謄本記載ノ通

人ノ二項ヲ除ク 別紙馬籍謄本記載ノ通

## 右届出候也(以下様式第五ニ同シ)

## ●様式第八 (他市町村ヨリ自市町村ニ移轉)

馬飼養場所移轉並管理人設定届

一(前様式第七ニ同シ)

## 右届出候也(以下様式第一ニ同シ)

## 第三項

所有者又ハ管理人ノ住所又ハ居所變更ノ届書

## ●様式第九 (同一市町村内ノ移轉)

馬所有者(管理人)住所(居所)移轉届

一氏名 何某

村大字番地

二新住所又ハ居所

村大字番地

三舊住所又ハ居所

村大字番地

四年月日及事由 年月日移轉

## 右届出候也(以下様式第五ニ同シ)

## ●様式第十 (飼養場所ト同一ノ市町村ヨリ他ノ市町村ニ移轉)

馬所有者住所(居所)移轉並管理人設定届

一馬ノ名稱 何々

村大字番地

二舊住所又ハ居所

村大字番地

四年月日及事由 年月日移轉

## 右届出候也(以下様式第一ニ同シ)

## ●様式第十一 (飼養場所ノ他ノ市町村ヨリ同一ノ市町村ニ移轉)

馬所有者住所(居所)移轉並管理人設定届

一馬所有者住所(居所)移轉並管理人設定届

村大字番地

二馬所有者住所(居所)移轉並管理人設定届

村大字番地

三年月日及事由 年月日移轉並管理人設定

## 右届出候也(以下様式第三ニ同シ)

## ●様式第十二

馬飼養場所

村大字番地

一名稱 何某

村大字番地

二性別 二廿二年

村大字番地

三種類 四種類

村大字番地

五毛色

村大字番地

六特徵

村大字番地

七產地

村大字番地

八年月日

村大字番地

九所有者ノ氏名名稱及住所又ハ居所

村大字番地

十管理人ノ氏名名稱及住所又ハ居所

村大字番地

十一履歷

村大字番地

十二届出候也

村大字番地

## ○第三章 届出 ○第五節 届書様式

## 二新飼養場所 村大字番地

三年月日及事由 年月日移轉並管理人設定

## 右届出候也(以下様式第三ニ同シ)

## ●様式第十三 (同一市町村内ノ移轉)

馬飼養場所移轉届

一馬ノ名稱 何某

村大字番地

二舊住所又ハ居所

村大字番地

三年月日及事由 年月日移轉

## 右届出候也(以下様式第一ニ同シ)

## ●様式第十四

馬籍法ノ適用ヲ受ケサル馬其適

用ヲ受クルニ至リタル届

様式第十二馬出生届ニ同シ

但十一履歷ノ項ニ於テ馬籍法ノ適用ヲ受クルニ

至リタル年月日及事由ヲ詳記ス

○第三章 届出 ○第五節 届書様式

●様式第十五

馬籍法ノ適用ヲ受クル馬其適用  
チ受ケサルニ至リタル届

一馬ノ名稱 何々

二年月日及事由 年月日縣郡村陸軍何々何某

ニ賣却(朝鮮へ賣却)等詳記ス

右届出候也(以下様式第五ニ同シ)

(注意)明ケ三十歳トナリタル馬(法第十五條

第三號)ニ付テハ、届出ヲ要セス、

縣郡

三前管理人ノ氏名名稱及住所又ハ居所

村大字番地何某

右届出候也(以下様式第三ニ同シ)

●様式第十八

馬所有者(管理人)氏名(名稱)變

更届

一年月日及事由 年月日何々

右届出候也(以下様式第五ニ同シ)

●様式第十九

馬所在不明届

一馬ノ名稱 何々

二年月日及事由 年月日所在不明

右届出候也(以下様式第五ニ同シ)

●様式第二十

馬所在分明届

一馬ノ名稱 何々

二年月日及事由 年月日所在分明

右届出候也(以下様式第五ニ同シ)

## 第四章 馬籍法施行ノ際ニ於ケル届出

一本法施行ノ際、現ニ馬ヲ所有スル者ハ、本法施行ノ日ヨリ起算シ三十日以内(四月三十日迄)ニ、命令ノ定ムル所ニ依リ、第七條及第八條ノ規定ニ準シ、届出ヲ爲スヘシ、此場合ニ於テハ、第十四條ノ規定(罰則)ヲ適用ス、(法付三)

二從前ノ規定ニ依ル馬名簿ハ、之ヲ本法ニ依ル馬籍ト見做ス、但本法ニ依リ馬籍ニ記載スヘキ事項ニシテ、馬名簿ニ記載ナキモノハ、前項ノ届出ニ依リ、之ヲ記載スヘシ、(法付四)

三馬籍法附則第三項ニ依リ届出ヲ爲スヘキ事項ハ、從前ノ規定ニ依ル馬名簿ヲ有スル馬ニ在リテハ、飼養場所、生年月日、所有者及管理人ノ氏名名稱及住所又ハ居所トシ、其他ノ馬ニ在リテハ、馬籍法第七條及第八條ニ規定スル事項トス、(規付三)

四馬籍法附則第四項ニ依リ、前項ノ届出事項ヲ記載スル方法ハ、左ノ各號ニ依ルモノトス、(規付四)

一生年月日 馬名簿年齢ノ欄ニ「年月日生」ト記載ス、但生年月日不明ノモノハ其旨記載スヘシ、

○第四章 施行ノ際ニ於ケル届出

一 其他ノ事項ヘ其履歴ノ欄ニ記載ス、

五 従前ノ規定ニ依ル馬名簿新法付則第四項ニ依リ、之ヲ新法ノ馬籍下看做サル、ヲ以テ、此際新法様式ノ馬籍ニ書替ヘサルモ、別ニ新法四ニ抵觸セサル次第ナレド、新法ノ精神ヲ体シ、且將來整理取扱上ノ利便ヨリ考慮スレバ、事此際全部新法様式ノ馬籍ニ書替フルヲ可トス、况シヤ、舊法馬名簿ノ記載及取扱ノ完全ナラサル市町村ニ在リテハ、殊ニ然リトスヘシ、但當務者ニ適材ヲ得シテ、書替ノ正確ヲ欠キ、誤三寫脱漏等ナキヲ保シ難キ場合ニ在リテハ、寧ロ書換ヘサルヲ可トスヘキハ、勿論ナリトス。(私) (去廿四)

六 届書様式(私) (建々ヘチ事東ニモテ、想乎較ニ精算ナシテヘ、前題ヘ二封頭ヘ馬籍法附則第三項ニ依ル届書(馬籍法附則第三項ニ依ル届書(馬名簿ヲ有スル馬ノ例))項ニ依ル届書(馬名簿ヲ有セサル馬ノ例))項ニ依ル届書(馬名簿ヲ有セサル馬ノ例))

七 名稱車々何々出々但性何、毛色何々(馬籍法附則第三項ニ依ル届書(馬名簿ヲ有セサル馬ノ例))

八 飼養場所(馬籍法附則第三項ニ依ル届書(馬名簿ヲ有セサル馬ノ例))

九 生年月日(馬籍法附則第三項ニ依ル届書(馬名簿ヲ有セサル馬ノ例))

一〇 年月日(不獨ナルトキヘ何年月日不二飼養場所(馬籍法附則第三項ニ依ル届書(馬名簿ヲ有セサル馬ノ例)))

●詳又ハ何年何月日不詳)

三性  
四種類

縣郡

五毛色

六特徵

七產地

記載方ハ第二章第三節第十二項第一様式  
例ノ通

八生年月日

九所有者ノ氏名名稱及住所又ハ居所

十管理人ノ氏名名稱及住所又ハ居所

(注意)性及毛色ハ届出ノ義務ナキモ、馬匹ノ

判別ヲ明確ナラシムル爲、届出テシムルヲ可トス、(私)

右届出候也(以下同上欄)

## 第五章 馬調査表

町村長ハ、毎年十一月一日調ヲ以テ、馬調査表(第二様式)ヲ調製シ、

○第五章 馬調査表

## ○第五章 馬調查表

同月十五日迄ニ、郡長ニ差出スヘシ  
郡長ハ、前項ノ馬調査表ニ依リ、當該郡ノ馬調査表二通ヲ調製シ、十一  
月三十日迄ニ、徵馬管區所管ノ師團長ニ送付スヘシ、但徵馬管區ニ  
非サル地域ニ在リテハ、軍馬補充部本部長ニ送付スルモノトス、  
市長ハ、前二項ニ準シ、馬調査表二通ヲ調製シ、毎年十一月三十日迄  
ニ、徵馬管區所管ノ師團長ニ送付スヘシ、(規一九)

第二樣式(用細美濃絹大)

十一月一日調年馬調査表				道(府縣)郡(市)町(村)	大正年
三	二	當	齡及 體尺	區分	馬
歲	歲	歲	馬乘 馬輶 馬駄 定未	牡	驥
			計	上	上
			(同)	(同)	(同)
				上	上
				(同)	(同)
				計	計
					永久用役不所在
					ノ馬
					合計

# 第六章 馬ノ検査

一 主務大臣ハ、命令ノ定ムル所ニ依リ、馬ノ検査ヲ行フコトヲ得、  
市町村長ハ、前項ノ検査ニ立會フヘシ。(法二)  
二 前條ノ検査ヲ受クル馬ノ所有者又ハ管理人ニハ、勅令ノ定ムル所ニ依  
リ、手當及旅費ヲ給ス。(法二)  
三 馬籍法第十二條ノ手當ハ、馬一頭ニ付十五錢、同條ノ旅費ハ、馬一頭  
ニ付、往復路程ヲ通算シ、一里ニ滿ツル毎ニ五錢トス。(勅一七ノ二)  
四 師團長ハ、所管徵馬管區内ニ於ケル馬ノ検査ヲ行フヘシ、  
軍馬補充部本部長ハ、徵馬管區ニ非サル地域内、馬政長官ハ、一定ノ  
地域内ニ於ケル馬ノ検査ヲ、陸軍大臣ノ認可ヲ得テ行フコトヲ得、此  
場合ニ在リテハ、第二十二條乃至第二十四條ノ規定ヲ準用ス。(規二)  
五 師團長ハ、毎年、其年ニ於ケル馬ノ検査ニ關シ、馬ノ年齢、時期、一  
日間ニ検査スヘキ馬ノ概數、検査場ノ豫定位置等、必要ノ事項ヲ、關  
係郡市長ニ通知スヘシ、

郡市長、前項ノ通知ヲ受ケタルトキハ、馬検査下調表(第三様式)ヲ調製シ、師團長ニ送付スヘシ、(規二三)。

六師團長ハ、検査施行二十日前迄ニ、所要ノ事項ヲ關係郡市長ニ通知シ、

同時ニ、其旨ヲ當該地方長官ニ通報スヘシ、

郡長、前項ノ通知ヲ受ケタルトキハ、必要ノ事項ヲ町村長ニ通達スヘシ、

市長、第一項ノ通知ヲ受ケタルトキ及町村長前項ノ通達ヲ受ケタルトキハ、馬ノ検査ヲ受クヘキ日割ヲ定メ、必要ノ事項ト共ニ、検査ヲ受クヘキ馬ノ所有者又ハ管理人ニ通知スヘシ、

前項ノ通知ヲ爲シタル後、新ニ検査ヲ受クヘキ資格ヲ生シタル馬アルトキハ、市町村長ハ、其都度、前項ノ通知ヲ爲スヘシ、

馬ノ所有者又ハ管理人、第三項又ハ前項ノ通知ヲ受ケタルトキハ、馬ヲ検査場ニ牽付クヘシ、

馬ノ疾病、傷痍、分娩、其他ノ事由ニ因リ、検査場ニ牽付クルコト能ハサルトキハ、所有者又ハ管理人ハ、検査日時前、豫メ其旨市町村長

### ニ届出ヘシ、(規二三)

七市町村長ハ、検査ノ際、出場馬連名簿(第四様式)ヲ検査官ニ交付スヘシ、

前條第六項ニ依リ、届出アリタル馬ニ付テハ、市町村長ハ、其名稱、

所有者又ハ管理人ノ氏名、名稱及事由ヲ、検査官ニ通告スヘシ、

検査官ハ、市町村毎ニ、検査終了後三十日以内ニ、検査成績表第五様式ヲ關係市町村長ニ送付スヘシ、(規二四)

### 八第三様式(用紙美濃紙大)

甲		大正(十二)年 (十一)月(一)日調		馬 檢 査 下 調 表		道屬(府縣)都(市) 郡(市)長 氏 名印	
検査場	日次	検査ヲ受ク ヘキ町村	検査場ヘ ノ距離	牡	牝	計	他ノ検査場ヘノ距離
甲町	○里〇町	二	五	〇	〇	六	乙村検査場ヘ五里十町
乙村	〇・三	三	一〇	三	一〇	六	丙村検査場ヘ七里十五町
丙村	一・〇	五	八	三	一五	丁町検査場ヘ十里	
丁町	五	五	五	五	五	五	

## ○第六章 馬ノ検査

何方畠地	丙	村	何神社	乙				村				何學校
				日四	第	日三	第	日二	第	日一	成町	
			丙村(除字丁)	一、三五				申村	庚村	巳村	計	
								〇、三五	〇、三〇	〇、三〇	三五	二〇
								二〇	二〇	二〇	二七	二〇
								三五	二〇	二〇	三五	二五
								三五	二〇	二〇	三五	二五
								八	二〇	二〇	三五	二五
								三六	三五	三五	三五	三五

丁町検査場へ二里十一町  
丙村検査場へ二里五町  
丁町検査場へ四里十六町

考	備	町	丁	日	第
		何河原			

注 意

- 一 本表ハ、各郡、市每ニ調製スルモノトス、
- 二 馬籍法ヲ適用セサル馬ハ、本表ノ調査ニ計上セサルモノトス、但他ノ法令ニ依リ、同時ニ検査スヘキ馬アルトキハ、本表相當欄内ニ、區分シテ併記スルモノトス、
- 三 本様式中、各欄記載ノ文字ハ、其一例ヲ示ス、

## 九第四様式(用紙美濃紙大)

番號	貰込日	年齢	产地	馬籍月	役	體尺	桔尺	現用	在現	所有者	(管理人)	印
二 (岩手)(雜種)(鹿)	(六)月(一)日	(十二)	出塲馬連名簿(牡)	(府縣)	(市)	(市)	(市)	(市)	(市)	(管理人)	氏	名
(盛岡市)(八)(輓)			道廳	郡	町	村	長			仁吉		
五〇										甲野		
										仁吉		



○第七章 則則

非訟事件手續法第二百六條乃至第二百八條ノ規定(裁判ニ關スル事項)  
ハ、前項ノ過料ニ付、之ヲ準用ス、(法一四)

一便覽第一六頁第十四行(末行ヨリ二行目)「三」字ヲ除ク

●正誤  
二便覽第二〇頁5末尾「其管理スヘキ馬ノ名稱」ノ「理馬」二字ヲ脱ス  
三馬籍法正文第二頁第九條「三十日以内ニ」ノ次ニ「其旨ヲ」ノ三字ヲ脱ス

余白闇文字

或人曰く、商バイには掛引も要らべく、行政には所謂最良處分もあるべし、文書簿冊の取扱と計數に至りては眞面目あるのみ、然るにゴマカシを以て處世の秘決なり心得居るやに見受けらるゝ人あり、而して其ゴマカシの爲に却々苦心せる跡の歴々として見ゆ、斯の如き人は眞面目なる努力の快きを知らずして一生を終るべしこ思へば、洵に氣の毒にたゑすと、(編者記)

## 馬籍法

(大正十年四月二十七日法律第九十五號)

- 第一條 馬籍ニ關スル事務ハ市町村長之ヲ管掌ス  
第二條 馬籍ハ命令ノ定ムル所ニ依リ市町村内ニ於テ飼養スル馬ニ付一  
頭毎ニ之ヲ作ル馬籍ハ編綴シテ帳簿ト爲ス  
第三條 馬籍ニハ馬ニ付左ノ事項ヲ記載ス

- 一 名稱  
二 性種類  
三 毛色  
四 特徵  
五 產地  
六 生年月日  
七 體格  
八 飼養場所  
九 所有者ノ氏名名稱  
十 所有者ノ住所又ハ居所  
十一 管理人アルトキハ管理人ノ氏名名稱及住所又ハ居所

○馬籍法

## 十三 履歴

第四條 前條ノ規定ニ依ル馬籍ノ記載ハ届出ニ依リ之ヲ爲ス但シ體格ノ記載ハ明ケ三歳以上ノ馬ニ付第十一條ノ検査ノ結果ニ依リ之ヲ爲ス

第五條 馬籍簿ヲ閲覽シ又ハ馬籍ノ謄本若ハ抄本ノ交付ヲ受ケムトスル者ハ勅令ノ定ムル手數料ヲ納付シテ之ヲ請求スルコトヲ得

第六條 前條ノ手數料ハ市町村ノ收入トス

第七條 馬ノ所有者第二條ノ規定ニ依ル馬飼養ノ市町村ニ住所ヲモ居所ヲモ有セタルトキハ届出及検査ニ關スル事項ヲ處理セシムル爲其ノ市町村ニ住所又ハ居所ヲ有スル者ヲ其ノ日ヨリ起算シ三十日以内ニ馬ノ

管理人ト定メ其ノ馬籍ヲ管掌スル市町村長ニ之ヲ届出ツヘシ

第八條 馬出生シタルトキ又ハ本法ノ適用ヲ受ケタル馬其ノ適用ヲ受クルニ至リタルトキハ其ノ所有者ハ其ノ日ヨリ起算シ三十日以内ニ第三條第一號乃至第七號及第九號乃至第十三號ニ掲タル事項ヲ其ノ馬籍ヲ管掌スル市町村長ニ届出ツヘシ

第九條 左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ馬ノ所有者ハ其ノ日ヨリ起算シ三十日以内ニ其ノ馬籍ヲ管掌スル市町村長ニ届出ツヘシ但シ第四號ニ該當スル場合ニ在リテハ其ノ際ノ所有者ヨリ届出ツヘシ

一 馬ヲ所有スルニ至リタルトキ

二 馬ノ飼養場所ヲ他ノ市町村ヨリ移シタルトキ

三 馬死亡シタルトキ

四 第十五條第三號ニ該當スルニ至リタル場合ヲ除クノ外本法ノ適用ヲ受クル馬其適用ヲ受ケタルニ至リタルトキ

五 前四號ニ掲タル場合ヲ除クノ外馬籍ニ關シ届出ヲ要スル事項ニ變更アリタルトキ

前項第一號又ハ第二號ニ該當スル場合ニ於ケル届出ニハ命令ノ定ムル

場合ヲ除クノ外馬籍謄本ヲ添附スヘシ

第十條 前二條ノ規定ニ依ル所有者ノ届出ノ義務ハ馬ノ管理人ヲ置キタル

場合ニ於テハ之ヲ管理人ノ義務トス

第十一條 主務大臣ハ命令ノ定ムル所ニ依リ馬ノ検査ヲ行フコトヲ得

市町村長ハ前項ノ検査ニ立會フヘシ

第十二條 前條ノ検査ヲ受タル馬ノ所有者又ハ管理人ニハ勅令ノ定ムル

所ニ依リ手當及旅費ヲ給ス

第十三條 第十一條ノ検査ヲ拒ミ、妨ヶ又ハ忌避シタル者ハ五十圓以下

ノ罰金又ハ科料ニ處ス

第十四條 正當ノ理由ナクシテ第七條乃至第九條ノ規定ニ依ル届出ヲ爲サル者ハ十圓以下ノ過料ニ處ス

非訟事件手續法第二百六條乃至第二百八條ノ規定ハ前項ノ過料ニ付之ヲ準用ス

第十五條 本法ハ左ノ各號ノ一ニ該當スル馬ニ付之ヲ適用セス

一 國ノ所有ニ係ルモノ

二 陸軍軍人ノ所有ニ係ルモノニシテ其ノ職務上要スルモノ

三 明ケ三十歳以上ノモノ

第十六條 本法ニ於テ市町村又ハ市町村長トアルハ市制第六條ノ市及市制第八十二條第三項ノ市ニ在リテハ區又ハ區長トシ北海道區制又ハ沖繩縣區制ニ依ル區ニ在リテハ區又ハ區長トシ市制ヲモ町村制ヲモ施行セサル地ニ在リテハ市町村ニ又ハ市町村長ニ準スヘキモノトス

第十七條 主務大臣ハ特別ノ事情アリト認ムル場合ニ於テハ本法ヲ適用セサル地域ヲ指定スルコトヲ得

#### 附 則

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

明治二十九年法律第六十六號ハ之ヲ廢止ス

本法施行ノ際現ニ馬ヲ所有スル者ハ本法施行ノ日ヨリ起算シ三十日以内ニ命令ノ定ムル所ニ依リ第七條及第八條ノ規定ニ準シ届出ヲ爲スヘシ此ノ場合ニ於テハ第十四條ノ規定ヲ適用ス

從前ノ規定ニ依ル馬名簿ハ之ヲ本法ニ依ル馬籍ト看做ス但シ本法ニ依リ馬籍ニ記載スヘキ事項ニシテ馬名簿ニ記載ナキモノハ前項ノ届出ニ依リ之ヲ記載スヘシ

馬籍法施行期日ノ件(大正十一年一月二十七日勅令第十六號)

馬籍法ハ大正十一年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

馬籍法ニ依ル手數科、手當及旅費ニ關スル件

(大正十一年一月二十七日勅令第十七號)

第一條 馬籍簿ノ閲覽ニ付テノ手數料ハ一回ニ付十錢、馬籍ノ謄本又ハ抄本ノ交付ニ付テノ手數料ハ一枚ニ付十錢トス

第二條 馬籍法第十二條ノ手當ハ馬一頭ニ付十五錢、同條ノ旅費ハ馬一頭ニ付往復路程ヲ通算シ一里ニ滿ツル毎ニ五錢トス

#### 附 則

本令ハ大正十一年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

馬籍法施行規則(大正十一年一月二十八日陸軍省令第一號)

第一條 馬籍ハ市町村内ニ馬ノ所有者カ飼養場所ヲ定メタル馬ニ付一頭每ニ之ヲ作ルヘシ但シ放牧又ハ使用ノ爲馬ヲ其ノ市町村ヨリ離レシム

○施行期日、手數料手當旅費

## ○馬籍法施行規則

ルモ飼養場所ヲ變更セサルモノト看做スコトヲ得  
馬籍用紙ハ美濃紙ヲ用キ第一様式ニ依リ之ヲ調製スヘシ  
馬籍ハ牡、騮及牝ノ三部ニ區分シ所有者又ハ管理人ノ住所又ハ居所ノ地番號ノ順序ニ從ヒ之ヲ編綴シ帳簿ト爲スヘシ  
馬籍簿ハ之ヲ分冊スルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ其ノ表紙ニ番號ヲ記載スヘシ

第四條 馬籍簿ノ閲覽ハ吏員ノ面前ニ於テ之ヲ爲サシムヘシ

第五條 馬籍ノ謄本又ハ抄本ハ市町村長之ヲ作リ原本ト相違ナキ旨ヲ附記シ職氏名ヲ署シ職印ヲ押捺スヘシ

第六條 馬籍ノ謄本又ハ抄本ノ送付ヲ受ケムトスル者ハ手數料ノ外郵送料ヲ送付シテ之ヲ請求スルコトヲ得

第七條 馬籍簿ノ全部又ハ一部カ滅失シタルトキハ市町村長ハ其ノ旨ヲ告示シ其ノ再製又ハ補完ニ付必要ナル處分ヲ爲スヘシ

市町村長ハ前項ノ規定ニ依リ處分ヲ爲シタルトキハ其ノ旨ヲ地方長官ヲ經テ陸軍大臣ニ報告スヘシ但シ町村長ニ在リテハ郡長ヲ經由スルモノトス

第八條 馬籍ノ全部ヲ抹消シタルトキハ其ノ馬籍ハ之ヲ馬籍簿ヨリ除キ年毎ニ編綴シ除籍簿トシテ三年間之ヲ保存スヘシ

前項ノ保存期間ハ當該年度ノ翌年ヨリ之ヲ起算ス

第九條 馬籍及馬籍簿ニ關スル規定ハ第一條、第三條第一項及第七條ヲ除クノ外除カレタル馬籍及除籍簿ニ準用ス

第十條 市町村ノ區域ノ變更アリタルトキハ馬籍及之ニ關スル書類ハ之ヲ當該市町村ニ引繼クコトヲ要ス

第十一條 馬籍ノ記載ハ第一様式附屬馬籍記載例ニ依リ之ヲ爲スヘシ

第十二條 體格ハ左ノ各號ノ事項ヲ記載スルモノトス

## 一 用役

## 二 體尺

第十三條 左ノ各號ノ一一該當スルトキハ其ノ事由及年月日ヲ記載シ當

馬籍ハ朱線ヲ以テ抹消スヘシ

一 馬ノ飼養場所ヲ他ノ市町村ニ移シタルトキ

二 馬死亡シタルトキ

三 馬籍法ノ適用ヲ受クル馬其ノ適用ヲ受ケサルニ至リタルトキ

前項第一號ニ該當シ馬籍ヲ抹消スルニハ第十八條ノ規定ニ依ル通知ヲ受ケタルトキニ於テ之ヲ爲スモノトス

第十四條 馬籍法第七條乃至第九條ノ届出ハ書面又ハ口頭ヲ以テ之ヲ爲スコトヲ得

## ○馬籍法施行規則

前項ノ規定ニ依リ口頭ヲ以テ届出ヲ爲スニハ届出人市役所又ハ町村役場ニ出頭シ届出ニ具備スヘキ事項ヲ陳述スルヲ要ス

市町村長ハ届出人ノ陳述ヲ筆記シ届出人ニ讀聞カセ且届出人ヲシテ其ノ書面ニ署名捺印セシムルコトヲ要ス

第一項及前項ノ書面ハ其ノ受付ケタル年月日ニ依リ之ヲ編綴シテ帳簿ト爲シ保存スヘシ

前項書面ノ保存期間ニ關シテハ第八條ノ規定ヲ準用ス

第十五條 馬ヲ所有スルニ至リタルトキ又ハ馬ノ飼養場所ヲ他ノ市町村ヨリ  
變更ナキトキノ届出ニハ馬籍ノ謄本ヲ添附スルコトヲ要セス

第十六條 馬籍法第八條ノ規定ニ依リ届出ヲ爲ス場合ニ於テ其ノ届出ニ  
付参考ト爲ルヘキ書類アルトキハ届出ノ際之ヲ提出スヘシ

第十七條 馬籍法第七條又ハ第九條第一項ニ該當スル場合ニ於ケル届出  
ニ具備スヘキ事項ハ届出ノ年月日、届出人ノ氏名、名稱、住所又ハ居  
所ノ外左ノ各號ニ依ルヘシ

一 馬ヲ所有スルニ至リタルトキ又ハ馬ノ飼養場所ヲ他ノ市町村ヨリ  
移シタルトキハ馬籍法第三條各號ニ掲クル事項、年月日及事由但  
シ馬ヲ所有スルニ至リタルモ其ノ飼養場所ノ在ル市町村ニ變更ナ  
キトキハ馬ノ名稱、年月日、事由、飼養場所及前所有者ノ氏名、

名稱、住所又ハ居所

馬死亡シタルトキハ馬ノ名稱、年月日及事由

馬籍法第十五條第三號ニ該當スルニ至リタル場合ヲ除クノ外同法  
ノ適用ヲ受クル馬其ノ適用ヲ受ケナルニ至リタルトキハ馬ノ名稱  
年月日及事由

馬ヲ去勢シタルトキハ馬ノ名稱及年月日

馬ノ管理人ヲ定メタルトキハ年月日、管理人ノ氏名、名稱及住所  
又ハ居所並其ノ管理スヘキ馬ノ名稱  
管理人ヲ變更シタルトキハ年月日、前管理人及新ニ定メタル管理  
人ノ氏名、名稱、住所又ハ居所並其ノ管理スル馬ノ名稱  
管理人ヲ廢止シタルトキハ年月日、廢止シタル管理人ノ氏名、名  
稱、住所又ハ居所並管理シタル馬ノ名稱  
馬ノ所在不明ト爲リタル馬ノ所在分明シタルトキハ馬ノ名稱及年月日  
及事項

前各號ノ外馬籍ニ關シ届出タル事項ニ變更アリタルトキハ年月  
日及事項

○馬籍法施行規則

第十八條 馬籍法第九條第一項第二號ニ該當シ届出アリタル場合ニ於テ

市町村長馬籍ヲ作リタルトキハ其ノ馬ノ飼養場所ノ在リタル市町村長

ニ遲滯ナク其ノ旨ヲ通知スヘシ

第十九條 町村長ハ毎年十一月一日調ヲ以テ馬調査表<sup>様式</sup>ヲ調製シ同月十五日迄ニ郡長ニ差出スヘシ

郡長ハ前項ノ馬調査表ニ依リ當該郡ノ馬調査表二通ヲ調製シ十一月三十日迄ニ徵馬管區<sup>馬匹徵發事務細則附表ニ依ル以下同シ</sup>所管ノ師團長ニ送付スヘシ但シ徵馬管區ニ非サル地域ニ在リテハ軍馬補充部本部長ニ送付スルモノトス

市長ハ前二項ニ準シ馬調査表二通ヲ調製シ毎年十一月三十日迄ニ徵馬管區所管ノ師團長ニ送付スヘシ

第二十條 師團長、軍馬補充部本部長並馬政長官ハ隨時部下ノ官吏ヲシテ馬籍簿ヲ點検セシムルコトヲ得

第二十一條 師團長ハ所管徵馬管区内ニ於ケル馬ノ検査ヲ行フヘシ軍馬補充部本部長ハ徵馬管區ニ非サル地域内、馬政長官ハ一定ノ地域内ニ於ケル馬ノ検査ヲ陸軍大臣ノ認可ヲ得テ行フコトヲ得此ノ場合ニ在リテハ第二十二條乃至第二十四條ノ規定ヲ準用ス

第二十二條 師團長ハ毎年其ノ年ニ於ケル馬ノ検査ニ關シ馬ノ年齢、時期、一日間ニ検査スヘキ馬ノ概數、検査場ノ豫定位置等必要ノ事項ヲ

關係郡市長ニ通知スヘシ

郡市長前項ノ通知ヲ受ケタルトキハ馬検査下調表<sup>第三様式</sup>ヲ調製シ師團長ニ送付スヘシ

第二十三條 師團長ハ検査施行二十日前迄ニ所要ノ事項ヲ關係郡市長ニ通知シ同時ニ其ノ旨ヲ當該地方長官ニ通報スヘシ

郡長前項ノ通知ヲ受ケタルトキハ必要ノ事項ヲ町村長ニ通達スヘシ

市長第一項ノ通知ヲ受ケタルトキハ必要ノ事項ヲ町村長ニ通達スヘシ

ハ馬ノ検査ヲ受クヘキ日割ヲ定メ必要ノ事項ト共ニ検査ヲ受クヘキ馬

ノ所有者又ハ管理人ニ通知スヘシ

前項ノ通知ヲ爲シタル後新ニ検査ヲ受クヘキ資格ヲ生シタル馬アルトキハ市町村長ハ其ノ都度前項ノ通知ヲ爲スヘシ

馬ノ所有者又ハ管理人第三項又ハ前項ノ通知ヲ受ケタルトキハ馬ヲ検査場ニ牽付クヘシ

馬ノ疾病、傷痍、分娩其ノ他ノ事由ニ因リ検査場ニ牽付クルコト能ハ

タルトキハ所有者又ハ管理人ハ検査日時前豫メ其ノ旨市町村長ニ届出

第二十四條 市町村長ハ検査ノ際出場馬連名簿<sup>第四様式</sup>ヲ検査官ニ交付スヘシ

○馬籍法施行規則

前條第六項ニ依リ届出アリタル馬ニ付テハ市町村長ハ其ノ名稱、所有者又ハ管理人ノ氏名、名稱及事由ヲ検査官ニ通告スヘシ

検査官ハ市町村毎ニ検査終了後三十日以内ニ検査成績表第五様式ヲ關係市

町村長ニ送付スヘシ

附

則

本令ハ大正十一年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

馬匹調査及検査施行規則ハ之ヲ廢止ス

馬籍法附則第三項ニ依リ届出ヲ爲スヘキ事項ハ從前ノ規定ニ依ル馬名簿ヲ有スル馬ニ在テハ飼養場所、生年月日並所有者及管理人ノ氏名、名稱及住所又ハ居所トシ其ノ他ノ馬ニ在リテハ馬籍法第七條及第八條ニ規定スル事項トス

馬籍法附則第四項ニ依リ前項ノ届出事項ヲ記載スル方法ハ左ノ各號ニ依ルモノトス

一 生年月日 馬名簿年齡ノ欄ニ年月日生ト記載ス但シ生年月日不明ノモノハ其ノ旨記載スヘシ

二 其ノ他ノ事項 履歴ノ欄ニ記載ス

第一様式省略(便覽第二章第三節第十一項第一様式ノ通)

第二様式省略(便覽第六章第十項第二項第二樣式ノ通)

第三様式省略(便覽第六章第八項第三樣式ノ通)  
第四樣式省略(便覽第六章第九項第四樣式ノ通)  
第五樣式省略(便覽第六章第十項第五樣式ノ通)

質議解答

馬政長官石光真臣殿 岐阜縣稻葉郡長竹内伊之助  
兵第一九號 大正十一年二月一日

客月二十八日發布馬籍法施行規則ニ付左ノ通疑義ニ亘リ候條至急何分ノ御指示ニ預度此段及照會候

一用役ハ從前ノ通飼養者ノ實際ニ使役セル用役ヲ記載シテ差支ナキヤ又ハ其馬匹ノ体质ニ適合スヘキ用役ヲ記載スヘキモノナリヤ  
二体尺ハ規則附則第三項ニ記載無ク且法第四條但書ノ明示スル所モアリテ法第十一條ノ検査ヲ受クルマテ記入ヲ欠クヘキモノナリト解セラル、モ若シ十一年度ニ於テ全部ノ馬ノ検査ヲ實施セラルレハ兎モ角然ラスシテ從前ノ通每年全部ノ馬ノ検査ヲ實施セス若干ヶ年計畫ニ依リ検査ヲ實施セラル、ニ於テハ右検査ヲ受クルマテ体尺ノ記入ヲ欠カサルヘカラス果シテ然ラハ馬籍活用ノ上ニ於テ遺憾トスル所大ナリ依テ新法ノ検査ヲ受クルマテ舊法検査ノ結果ニヨル体尺ヲ記入シ置クヲ適當

○質議解答

ト認ム若シ之ヲ記入シテ差支ナシトスレハ其記入形式承知致度  
**三** 法第九條第一項第一號ノ届書ニハ規則第十七條第一號ニ依リ法第三條各號ノ事項即馬籍記載事項ヲ具備シ且法第九條第二項ニヨリ馬籍謄本ヲ添付セサルヘカラス然ルニ馬籍謄本ト法第三條各號ノ事項トハ全ク同一ノ事項ニシテ彼是重複シ無用ノ煩勞タルヲ免レス而シテ法令ヲ嚴密ニ勵行セシムル主旨ノ上ニ於テモ成ルヘク無用ノ煩勞ヲ省略スルヲ適當ナリト認ムルヲ以テ届書ニハ『別紙馬籍謄本記載ノ通』トシテ法第三條各號ノ事項ノ記載ヲ省畧シテ差支ナキヤ

**四** 甲村居住ノ乙ナルモノ其所有セシ丙ナル馬ヲ他ニ賣却シテ新ニ丁ナル馬ヲ買入レタルトキ乙ハ甲村長ニ對シ法第九條第一項第一號ニ依リ丁ナル馬ヲ所有スルニ至リタル届出ヲナシ且同第五號ニ依リ丙ナル馬ヲ賣却セシ届出ヲナスヘキ義ナキヤ

**五** 馬ノ飼養場所ヲ他ノ市町村ヨリ移シタルトキハ規則第十八條ニ依リ新市町村長ヨリ舊市町村長ニ通知シテ舊市町村長ハ舊馬籍ヲ除籍シ得ヘキモ京橋區甲ノ馬ヲ淺草區乙ニ賣却シタルトキ乙カ淺草區長ニ法第九條第一項第一號ノ届出ヲナシタル後淺草區長ヨリ京橋區長ニ眞旨通知スヘキ規定ナキ爲京橋區役所ノ馬籍簿ニ依然トシテ右ノ馬匹カ殘存シ一頭ニシテ二通ノ馬籍ヲ有スルニ至ルカ如キコトナシトセス棄ヨリ甲

ハ法第九條第一項第五號ニ依リ京橋區長ニ對シ賣却シタル旨ノ届出ヲナスヘキ義務ヲ有シ且之ニ對シテ罰則モアレト單ニ之ノミニテハ馬籍簿整理取締上不十分ナリト認ム賣買ノ場合ニ於テモ新市町村長ヨリ舊市町村長ニ通知セシムヘキ明文ヲ挿入スル様法令改正ノ意ナキヤ

岐阜縣稻葉郡長竹内伊之助殿 馬政局書記官木島駒藏  
馬發第二七〇號 大正十一年二月十八日

本月一日兵第一九號御照會馬籍法ニ關スル疑義ノ件左記ノ通御承知相成度候也

一用役ハ明ケ三歳以上ノ馬ニ付法第十一條ノ検査ノ結果ニ依リ記載スルモノトス(法第四條參照)

二体尺ニ付テモ前項ニ同シ、検査未濟ノモノハ記入ヲ欠クモ已ムヲ得ス從前ノ規定ニ依ル馬名簿ヲ有スル馬ニ付テハ法附則第四項ニ依リ之ヲ以テ本法ニ依ル馬籍ト看做スヲ以テ質疑ノ如キ場合ヲ生スル憂ナシ

**三及四**

御見解ノ通處理セラレ差支ナシ

五淺草區乙カ買受ケタル馬ヲ京橋區甲ノ飼養場所ヨリ自區内ニ移シタル場合ニ在リテハ法第九條第一項第一號及第二號ニ依リ淺草區長ニ届出テ淺草區長ハ法第十六條及規則第十八條ニ依リ處置スハキモノトス

馬政局書記官木島駒藏殿

岐阜縣稻葉郡長竹内伊之助  
大正十一年二月二十一日

兵第一九號

大正十一年三月二日

馬籍法施行規則ニ付左ノ事項重ネテ御指示ニ預度此段及照會候  
一馬籍用紙ニ就テハ美濃紙ト明示セラレアルモ馬籍謄本又ハ抄本ニ就テ  
ハ別ニ用紙ノ制限ナキヲ以テ半紙ヲ使用スルモ差支ナキヤ

理由 謄抄本ヲ必要トスルハ重ニ届書ニ添付スル場合ニアリ然ルニ  
届書用紙ハ全國一般ノ慣例（經濟上ノ意味ヲモ含ム）トシテ半紙ヲ使用  
シ居レリ故ニ謄抄本ニ美濃紙ヲ使用スルトキハ届書編綴ノ際一々折曲  
ケサルヘカラス届書取扱並整理上不便不尠ト認ム

岐阜縣稻葉郡長竹内伊之助殿

馬政局書記官木島駒藏

馬發第三六九號

大正十一年三月二日

二月二十一日兵第一九號御照會ノ件左記ノ通御承知相成度候也

一馬籍謄本又ハ抄本用紙ハ紙質ハ原本ト同一ナルヲ要セサルモ其ノ大サ  
及様式ハ原本ト同一ナルヲ要ス

切 取 線

（注意）本書ハ直ニ切取線ヨリ切取リ馬籍除籍簿卷首表紙裏ニ貼リ置カレ  
タシ

## 馬籍除籍簿凡例

一本簿ハ、馬籍簿ヨリ除籍シタル馬籍ヲ、其除去年月日ノ順序ニ依  
リテ編綴ス、（規八）

二除籍ハ、其除籍年月日ノ翌年度ヨリ起算シテ三年ヲ経過シタルト  
キ、之ヲ本簿ヨリ除去シテ廢棄ス、（規八）

三本簿ハ、卷首ニ、丁數及所有者又ハ管理人ノ氏名ヲ記載シタル目  
次ヲ添付ス、但丁數ハ、除去スヘキ除籍ヲ除去シタル場合ト雖、  
之ヲ訂正セス、（馬籍法便覽編者私見）

切 取 線

(注意) 本書ハ直ニ切取線ヨリ切取り馬籍法届書綴卷首ノ表紙裏ニ貼リ  
置カレタシ

## 馬籍法届書綴凡例

- 一本綴ハ、所有者又ハ管理人ノ馬籍法ニ依ル届書ヲ、受付年月日ノ順序ニ依リテ編綴ス、(規一四)
- 一本綴ハ、届書ノ受付年月日ニ依リ、之ヲ年度毎ニ区分シテ、隔紙(赤紙)ヲ插入ス、(馬籍法便覽編者私見)
- 三届書ハ、受付年月日ノ翌年度ヨリ起算シテ、三年ヲ経過シタルトキ、之ヲ本綴ヨリ除去シテ、廢棄ス、(規一四)

大正十一年三月二十日印刷

大正十一年三月二十五日發行

(定價金四拾五錢、郵稅不要)

岐阜市明徳町五番地

編纂者 日比

岐阜市室町二〇番地

印刷者 武藤貞一

岐阜市泉町二〇番地

發行者 安田佐七

岐阜市室町二〇番地

印刷所 武藤印

岐阜市泉町二〇番地

發行所 玉成堂

(電話三七番、振替口  
座名古屋一六九五番)

終

